

伊賀市、笠置町及び南山城村とのごみ処理広域化の検討について（報告）

1. 一般廃棄物処理広域化に関するこれまでの経緯等

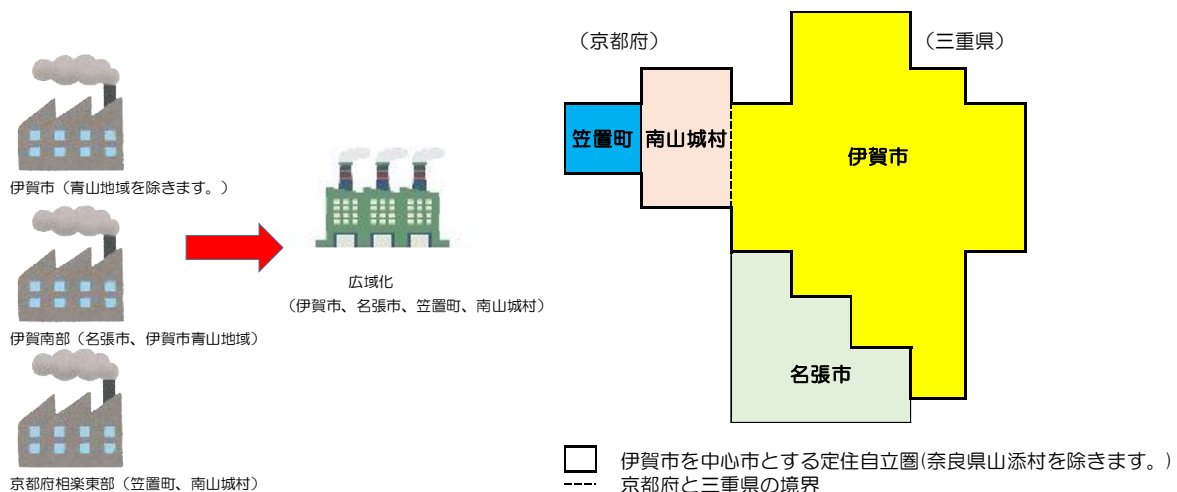
現在、本市における人口は減少傾向にあり、また、各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進により、一人当たりの廃棄物排出量の減少が見込まれています。

そして、本市のごみを処理している伊賀南部クリーンセンターは、立地地域との協定に基づき、令和16年3月末が操業期限となっています。

このような状況から、「伊賀市・名張市における一般廃棄物処理方法検討会」において、諸課題を踏まえたごみ処理施設の在り方の検討を行い、令和2年2月には、名張市及び伊賀市の両市による新しい施設でのごみ処理広域化を検討していくという結論に至りました。

その後、両市でごみ処理広域化についての協議を重ねていたところ、令和5年3月に伊賀市を中心市に形成している定住自立圏の構成町村である京都府の笠置町と南山城村の2町村が、伊賀市に対してごみ処理広域化の協議への参加意向を示したため、本市、伊賀市、笠置町及び南山城村の4市町村でごみ処理広域化を検討していくこととなりました。

【4市町村によるごみ処理広域化検討イメージ】



<広域化・集約化の必要性> (H31.3.29 環境省通知)

- ① 持続可能な適正処理の確保
- ② 気候変動対策の推進
- ③ 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
- ④ 災害対策の強化
- ⑤ 地域への新たな価値の創出

2. 4市町村の人口（令和5年7月1日現在）・ごみ総量（令和4年度）

伊賀市	86,334人	24,757t	(54.29%)
名張市	75,520人	19,848t	(43.53%)
笠置町	1,136人	392t	(0.86%)
南山城村	2,471人	604t	(1.32%)

3. 4市町村における焼却ごみ処理施設の状況

(1) 伊賀市（青山地域を除きます。）

処理施設：さくらリサイクルセンター（中継施設・民間処理）

操業期限：令和16年3月

(2) 伊賀南部（名張市・青山地域）

処理施設：伊賀南部クリーンセンター（焼却処理施設）

操業期限：令和16年3月

(3) 京都府相楽東部（笠置町、南山城村）

処理施設：相楽東部クリーンセンター（中継施設・民間処理）

操業期限：暫定措置

4. ごみ処理広域化に向けての4市町村による協議会の設置

本市、伊賀市、笠置町及び南山城村とごみ処理の広域化に向けての協議を進めるため、4市町村での検討を行う体制として、首長等で構成する協議会を設置することとします。

この協議会は、令和5年9月に設置し、ごみの減量化等における課題整理を進めるとともに、より迅速に事務を進めるための体制構築を図っていきます。

（詳細は、資料②をご参照ください。）